

放課後児童クラブ入会のしおり

もくじ

1. 放課後児童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
2. 実施内容について・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ページ
3. 利用料について・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ページ
4. よくある質問・お願い・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ページ
5. 記入例・・・・・・・・・・・・・・・・	7 ページ
6. 資料・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ページ



1. 放課後児童クラブとは

【放課後児童クラブとは】

保護者が就労などで昼間家庭にいない「留守家庭児童」に対して、学校の余裕教室や児童館などで放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図るところです。

東温市では、現在、全ての学校区において、児童クラブを開設しています。北吉井校区については、学年によって「はなみずき組（小学校東側専用施設）」と「あおい組（いわがらこども館併設）」に分かれます。南吉井校区については、東門通学班が「すみれ組（小学校体育館）」西門通学班が「たんぽぽ組（よしいのこども館併設）」となります。

【入会ができる児童】

東温市内の小学校に在籍する児童で、保護者が次の「児童クラブの利用を必要とする事由」のいずれかに該当するとともに、同居の家族、その他の方も児童の監護をすることができない場合に限りです。

＜児童クラブの利用を必要とする事由＞ ※「求職活動」は入会の要件となりません。

- 就労
- 妊娠・出産（出産予定日の前8週間に当たる日の属する月の初日から出産予定日の後8週間に当たる日の属する月の末日までの期間利用になります。）
- 保護者の疾病・負傷・障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧に従事
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含みます。）
- 児童虐待・DV（個別の判断が必要ですのでご相談ください。）
- その他、上記に類する状態として市長が認める場合

※事由により申立書や書類の提出が必要となりますのでご相談ください。
（参考：詳細はP8をご覧ください。）



【入会申請書の配布】

- 各児童クラブ（平日利用の方）※長期のみの利用者は、学校を通じて配付します。
- 各小学校・就学時説明会（新入生）
- 市役所（保育幼稚園課）

申 込 期 限	提 出 先
毎年12月下旬まで	市役所4階保育幼稚園課、各児童クラブまたは市内公立保育所（新入生のみ）

【申込み期間】

（注）現在加入していても毎年申請が必要です。自動更新ではありません。

4月入会希望者につきましては、申込みが集中するため、以下の期日と場所で受付を行います。
育児休業からの復帰など、あらかじめ5月以降の利用が決まっている場合（例：年度途中の10月から入会希望など）も、以下の期日と場所で受付を行います。

また、長期休暇のみの利用を考えている場合も、原則下記の期間にお申込みください。

（注）指数表などにより保育の必要性を判定し、優先順位を定めます。先着順ではありません。

【入会の決定】（承諾期間：4月1日から翌年3月31日まで）

入会は原則毎月1日付けで行います。（事情により月途中利用も対応しますが、利用料は月額必要です。）

4月入会者について

- ① 上記の期間に申込みをした方には2月下旬（予定）に、加入決定通知書または不承諾通知書を送付します。
- ② 希望者が利用可能な児童数を超過した児童クラブについては、指数表により判定し入会決定をします。
このため、低学年児童の入会を優先して受入れ、祖父母がおられる家庭については、入会をお断りする場合があります。また、兄弟姉妹同時申請であっても、年少者優先となり年長者児童の入会をお断りする場合があります。

2.実施内容について

【開設日】

開設日は、学校開校日と土曜日（※祝日及び長期休校期間中はお休みです。）、学校行事に伴う繰替休校日、長期休校期間（春・夏・冬休み）とします。

【開設時間】

① 学校開校日の開設時間

学校開校日の開設時間は、利用者の利便性に考慮し、基本開設時間と延長時間に区分し、延長時間は1時間ごとに設定します。

基 本： 放課後～17時まで

延 長： 17時～18時まで

再延長： 18時～19時まで の**3段階**を設定します。

② 土曜日の開設時間

土曜日の開設時間は、8時～18時までとし、基本的には

午 前： 8時～13時まで

午 後： 13時～18時までの**2段階**を設定します。

【注】（例）8時～14時までの利用の場合、13時を過ぎるため1日料金とします。（弁当持参）

10時間のうちの5時間利用という時間設定はしていません。



③ 学校行事に伴う繰替休校日

参観や運動会等の学校行事に伴う繰替休校日の開設時間は、8時～19時までとします。（弁当持参）

④ 長期休校期間（春・夏・冬休み）

長期休校期間中は、土曜・日曜・祝日・※お盆（8月13日～15日）（注：R7年度から変更しております。）、年末年始（12月29日～1月3日）を除き開設し、開設時間は、8時～18時までとします。（弁当持参）

また令和7年度は夏季休業期間について、8時からの預かりでは職場の始業時間に間に合わない等の一定の事由に該当する方については、7時45分からの預かりを試行的に実施します。申請方法や、預かりの詳細については夏休み前に改めて周知を行います。



⑤ 4月の春休み（新入生）

4月の春休み（入学式前）から受入れを行います。

⑥ 4月の入学式以降給食のない期間（新入生）

入学式以降4月の中旬までは、学校給食がありません。給食のない期間は学校ごとに異なりますが、この期間も児童が下校する時間から開設します。（弁当持参）

⑦ 学校行事

学校行事（懇談や研究会）により通常より下校が早い日も、児童が下校する時間から開設します。

⑧ 警報発表時の対応について※詳細はP9（放課後児童クラブにおける非常変災時等の対応について）をご覧ください。

（ア）学校登校後（児童受け入れ前）に、警報が発表された場合、児童は下校となります。この場合、給食の実施の有無に関係なく、児童クラブは実施しません。

（イ）児童クラブ実施（児童受け入れた）後、警報が発表された場合は、児童クラブから保護者に連絡をしますので、速やかにお迎えをお願いします。

⑨ インフルエンザ等による学級（学年・学校）閉鎖時の対応について

入会児童の学年が学級（年）閉鎖している場合にはクラブの利用はできません。

また、ご家族等の罹患の場合については、保菌が想定されるため、児童の体調が良くても、感染拡大防止の観点から、利用を控えていただきますようお願いします。

※詳細はP9（放課後児童クラブにおける非常変災時等の対応について）をご覧ください。

【届 出】

＜現況確認票＞（4月入会は、3月末までに提出）※1回のみ

内容変更の有無に関わらず、児童クラブに提出してください。変更がある場合は、就労証明書の提出が必要です。（確認票は、雇用主の証明は不要。長期のみ利用の方も提出が必要です。）

＜シフト表＞（変則就労の方のみ）

利用月の前月末までに、児童クラブに提出してください。（様式任意）

次のような場合は、必ず前月末までに、書面にて届け出てください。（提出先:保育幼稚園課または児童クラブ）

＜内容変更届＞

●入会期間・時間の変更を希望するとき・・・通年利用から長期休暇のみに変更する場合など

＜就労証明書の再提出＞

●就労状況などが変わったとき・・・就労先、就労形態の変更など

＜その他＞・・・ご相談ください

●居住地などが変わるとき・・・転居、1か月以上の出国、帰国、電話番号の変更など

●世帯状況が変わったとき・・・家族の死亡、保護者の結婚・離婚、生活保護等世帯状況の変化など

＜退会届＞

●家庭で児童の監護が可能になったとき・・・退職、病気全快、育児休業取得、その他

●退会を希望するとき・・・前月末までに退会届を提出してください。

※変更する月の前月末までに、届が提出されない場合は、児童クラブ利用料の納入義務が生じることとなります。既納の利用料は、還付しませんのでご了承ください。

【注 意 事 項】



① 児童クラブは安全確保のため保護者のお迎えが原則であり、学校休校日については送りも必要です。勤務終了後は、早めのお迎えをお願いします。（開所時間、時間内利用厳守。）

※やむを得ない事情がある場合は、各クラブの支援員にご相談ください。

② 原則、入会は低学年児童が優先となります。

③ 土曜日の利用については、希望者がいない場合、開設しません。土曜日に利用する場合には、利用する週の水曜日までに児童クラブへご連絡ください。

仕事が休みの日など、監護能力のある保護者が在宅している場合には、利用できません。「留守家庭の小中学生が対象」という児童クラブの趣旨をご理解ください。

④ 退会を希望する場合は、必ず予定する月の前月末までに、『児童クラブ退会届』を提出し、手続きをしてください。（新規入会枠の確保のために早めの届出をお願いします。）

⑤ 保護者会費の内容や休みの連絡などは、直接児童クラブに連絡をしてください。

⑥ 児童が健全な生活習慣を身に付けられるよう宿題の時間を設けるなどの工夫をしますが、塾とは異なり学習の習熟度を高めることを目的とするものではありません。

【1人1台端末の利用について】

設定が必要になりますので、各児童クラブ支援員まで、申し出てください。

利用は、学習活動に関わることに限ります。

※端末を紛失、破損した場合は、児童クラブでは対応できませんので、すぐに（夜間や休日は翌登校日に）学校へ連絡してください。



3.利用料について

【児童クラブ利用料（保護者負担金）】

8月を除く11か月については、長期休校期間（春・夏7月・冬）を含み、次により月額を算定します。

学校開校日の利用料＋土曜日の利用料＋（繰替休校日の利用料）＝月額利用料

学校開校日の月額利用料

① 17時までの利用	2,000円・・・ア
② 18時までの利用（17時まで＋1,000円）	3,000円・・・イ
③ 19時までの利用（18時まで＋1,000円）	4,000円・・・ウ

土曜日の月額利用料（学校開校日の利用料のア又はイ、或いはウに加算されます。）

① 8時～13時（5時間）利用の場合（午前）	加算額 1,000円
② 13時～18時（5時間）利用の場合（午後）	加算額 1,000円
③ 8時～18時（10時間）利用の場合	加算額 2,000円

※土曜日のみ利用する場合は、該当する加算額の利用料となります。

繰替休校日の利用料

- ① 学校開校日に利用されている場合は、利用料は必要ありません。
- ② 繰替休校日のみ利用されている場合は、1日当たり500円をご負担いただきます。（登録していて利用しない場合、負担はありません。）

8月の利用料 開設時間は、8時～18時までとし、利用料は8,000円とします。
午前または午後からのみの半日利用（5時間まで）の場合、利用料は4,000円とします。
（半日利用設定 ①8時～13時 ②13時～18時 の2段階設定）

※上記の利用料とは別に傷害保険料（年間800円）、各保護者会で決定する運営費（おやつ代等）が必要となります。

【利用料の減免について】 ※必要書類はP8をご覧ください。

下記に該当する方は、利用料の減免ができますので申請をしてください。

免除の対象 ①児童扶養手当の受給世帯

②生活保護世帯

1/2減額 ①児童扶養手当を受給していないひとり親世帯

の対象 ②1世帯から複数の児童が加入する場合

（2人目の児童については、1/2に減額、**3人目以降の児童にあっては免除**）

③市民税非課税世帯

④障がい者手帳を所持する在宅の人がいる世帯（住民票が同一の世帯に限る。）

傷害保険料（年間800円）及び保護者会費（おやつ代等）については、減免の対象になりません。

また、保護者会費の金額・納入方法については、各児童クラブによって異なりますので、直接児童クラブへご確認ください。

申請が必要だよ！



【児童クラブ利用料 納入方法】

毎月月末（金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日）に指定口座より振替しますので、残高の確認をお願いします。入会決定後、必ず事前に「預金口座振替依頼書」にて口座振替の手続きをお願いします。

振替休校日の利用料は、利用日によって口座振替ができない場合があります。納付書を郵送しますのでお早めにお支払いをお願いします。

兄弟姉妹が現に（または以前）児童クラブを利用しており、口座登録済であれば、口座振替手続きは不要です。

残高不足等で振替日に振替できなかった場合は、納付書を郵送しますので、必ず期日までに最寄の金融機関または市役所1階指定金融機関窓口にてお支払いください。

★2か月間滞納が続いた場合は、児童クラブを退会していただきます。未納が発生した場合、「電話連絡・自宅、職場訪問」をさせていただくことになりますのでご了承ください。

4.よくある質問・お願い

【入会等に関する質問】



Q1. 求職中でも利用できますか？

A1. 求職中の方で、新規として児童クラブに入会することはできません。ただし、現に児童クラブを利用している保護者が退職となった場合は、求職活動期間として申出から**3か月間**のみ利用できます。（年度中1回に限る。）

なおその場合、利用時間については最短となり、学校開校日、長期休暇期間、振替休校日は17時までとなり、土曜日は利用できません。また、求職活動期間に、就労先が未定の場合は退会となります。

Q2. 産前・産後や育児休業中は預かってもらえますか？

A2. 産前産後期間（産前産後各8週）は、児童クラブの利用が可能です。（産前産後休暇は、母体保護の観点から強制的な休業の位置づけのため。）ただし、“育児休業期間”については、保護者が在宅するため利用承諾はできません。育児休業（育児休暇）は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業であり、希望した保護者が産後休暇後に引き続き子供を養育するために取得できる休暇です。この法令や意味合いからも、育児休業を申請した場合は、子供の養育のために仕事を休んでいる状況との判断から、継続して児童クラブへの入会は出来ず、産後8週間後の月末で退会していただくことになります。なお、育児休業を終え職場へ復帰した際には、入会が可能となりますが、空き状況により入会できない場合もありますので、年度途中に復帰される方はお早めにご相談ください。

※ただし、育児休業中であっても、家庭内での児童の健全育成ができない場合は、保育の対象になります。

【参考】（産前=出産日を含む56日間・産後=出産日の翌日から56日間。土日祝含む。）

Q3. 利用しなかったけれど料金はかかりますか？

A3. かかります。出席の有無にかかわらず、在籍中は利用料が発生します。日割り計算は行っておらず、月に1日のみの利用でも月額利用料がかかりますので利用が不要の場合は、前月末までに登録内容の変更届出をお願いします。（参考様式 P.7）なお、今後の利用は不要と判断すれば、退会届を提出ください。



Q4. フルタイム勤務ですが、祖母がみてくれるため利用するつもりはありません。万一来備え、お守りとして登録したいのですが可能ですか？

A4. 原則、通年利用児童を優先とし、保育の必要性・緊急性は低いと判断しますので入会はできません。入会后、そのような状況が判明した際は、一旦退会をお願いする場合があります。

真に保育の必要性が高い児童の入会を優先させていますのでご理解ください。

Q5. 利用料と保護者会費は違うのですか？

A5. 違います。勤務状況に応じ設定する利用料（利用者負担金）は、口座振替や納付書で市に納付（月末納期）していただき、保護者会費は、各児童クラブの保護者会に納入していただきます。

なお、金額・納入時期は保護者会で決定します。各児童クラブにより異なりますので児童クラブまでお問い合わせください。また、万一来備え入会時に全員納付いただく傷害保険料（年間800円）は、児童クラブを通じてスポーツ安全保険協会に納付（加入）しています。（保険料は年額のため途中退会でも還付はありません。）

Q6. 土曜日のみの利用はできますか？

A6. 可能です。開設時間は、8時～18時（10時間）まで、月額2,000円です。なお、半日利用は、①8時～13時（5時間）②13時～18時（5時間）の2段階設定であり、月額1,000円です。

10時間中の5時間利用という設定はしていません。午前から利用して13時を過ぎると1日利用料となります。なお、日割り計算はしておらず、月1日の利用でも月額がかかります。また、突発的な利用は想定していませんので、前月までに届出をお願いします。

（例）9時～12時30分利用（1,000円） 13時～17時利用（1,000円）

10時～15時利用 （2,000円）※5時間利用ですが13時を過ぎると1日設定となります。

Q7.高学年のため平日利用は不要ですが、長期・振替のみの利用はできますか？

A7.可能です。長期休校期間は、春休み（4月）、夏休み（7、8月）、冬休み（12月、1月）、春休み（3月）です。利用料は月額設定であり、特に夏・冬休みは月がまたがり2ヶ月分かかりますので、ご注意ください。開所日数により利用の有無を判断していただき、不要であれば前月末までに届出ください。なお、既納の利用料は還付できませんので、ご了承ください。また、1ヶ月のみの利用も可能です。（例）夏休み 8月のみの利用など

例年、夏休みの加入希望が大幅に増加しており、ご希望の児童クラブへのご案内が困難な状況です。
定員超過の場合は、余裕がある児童クラブへのご案内となりますので、ご了承ください。特に直前の申し込みは、ご希望の児童クラブへの加入は難しくなっていますので、募集期間内の申請をお勧めします。

【加入申請書等への質問】

Q8.父または母が単身赴任をしているのですが、申請書の保護者欄へ記入しますか？

また、就労証明書は必要ですか？

A8.単身赴任などで同居していない場合でもご記入ください。また、就労証明書も必要です。海外勤務のため取得が難しい場合は、ご相談ください。

Q9.同居の祖父母がいますが、就労しています。利用はできますか？

A9.利用は可能です。ただし、祖父母の就労証明書の提出が必要です。

【長期休暇期間のみ利用される方へのお願い】

- 例年、利用登録されていても夏休みのみの利用で、その後利用されない方が多く見受けられます。在籍している限り、利用料は発生しますので、各自登録状況を把握していただき、今後の利用が不要と判断すれば利用取下げの申請が必要です。退会届をお願いします。
なお、一旦、引き落とされた利用料は還付できませんのでご注意ください。

特に、冬休みは12月と1月にまたがるため、開所は1週間程度ですが、2か月分の利用料となります。

【みなさんへのお願い】

- 年度当初に入会されたままで、児童クラブをほとんど利用されない方が見受けられます。入会希望者は増加する傾向にあり、利用されないロッカー等の備品の有効活用のため、利用されない場合は、一旦、退会手続きをお取り下さるようお願いいたします。（ただし、空き状況により再入会ができない場合があります。）

なお、退会届が提出されない場合は、利用が無くても該当月の利用料は引き落としさせていただきます。

- 突発的な原因により、お迎え時間に間に合わない場合は、必ず児童クラブへその旨のご連絡をお願いします。
- 利用時間帯の設定に際しては、お迎えに来ていただける時間での設定をお願いしています。お迎え時間が頻繁に利用時間を超える場合は、利用時間の延長をお願いすることになりますので、あらかじめご了承ください。

なお、19時までの利用の方で、お迎え時間を厳守いただけない場合は、退会とさせていただきますので、ご理解をお願いします。

5. 記入例

様式第10号（第14条関係）

記入例

児童クラブ加入内容変更申請書

○年 4月 ○日

（宛先）東温市長

書類提出日の日付
を記入して下さい。

現在、加入している児童クラブの加入内容を、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記



保護者	氏名	東温 太郎						
	住所	東温市見奈良530番地1 イノトン201号						
	Tel	***-***-***						
児童	氏名	東温 次郎 ・ 花子 （兄弟の場合連名でも可）						
		○○ 小学校 4・2 年						
変更（予定）月日		○ 年 5月 1日						
変更内容								
変更前					変更後			
利用月	長期休校	平日 時間（まで）	土曜 時間（まで）	振替休校日	長期休校	平日 時間（まで）	土曜 時間（まで）	振替休校日
4月								
5月		17:00				18:00		
6月								
7月	○				×			
8月	○				×			
9月								
10月								
11月		↓				↓		
12月								
1月								
2月								
3月								

日付は、月額
の為、1日設
定とします。

※変更届は前月末までに、各児童クラブまたは保育幼稚園課まで提出してください。

※利用時間を延長する場合は、勤務証明書を再度提出してください。（就労形態が変わる場合のみ。）

6. 資 料

学童利用の必要性を証する書類（保護者(父・母)・同居祖父母)

区分	学童利用を必要とする事由	必要書類(例)
1	就労	■就労証明書 (自営業・農業従事の場合は、確定申告書の写しなど事業を行っていることを証明する書類を添付) ■勤務表又はシフト表(写し) (変則勤務(曜日が決まっていない)である場合)
2	妊娠・出産	■母子健康手帳(写し) (※父母の名前、分娩(出産)予定日が記載されているページ)
3	疾病、障害	■精神障害者保険福祉手帳(写し) ■身体障害者手帳(写し) ■療育手帳(写し) ■診断書 (上記3種類の手帳が無い場合に必要。写し可。) ■申立書
4	介護・看護	■被介護者、被看護者の診断書(写し可) など、介護、看護の状況が分かる書類 ■申立書
5	災害復旧	■り災証明書(写し可) など ■申立書
7	就学	■在学証明書 ■学生証(写し) ■入学許可証(合格証)(写し) のどれか ■カリキュラム(就学時間)のわかるもの
8	その他	■申立書 など

上記の他にも、必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

利用料の減額・免除の申請に必要な書類

状 況	必要書類(例)
ひとり親世帯	■児童扶養手当証書(写し)
在宅障がい児者(者)のいる世帯	■身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し (※同一世帯員に限る)

上記の他にも、必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

6. 資 料

放課後児童クラブにおける非常変災時等の対応について

1 非常変災（警報発令）時の対応について

（１）学校開校日

状 況	放課後児童クラブの対応
小学校の登校前（臨時休業）	閉所
小学校の登校後	
午前中のみ授業となった場合 （9時までに「警報」が解除され【給食なし】の場合）	随時対応 ※やむを得ず、午後の利用を希望する場合は 『弁当持参』であれば利用可能。
校長判断による一部休業等（一斉下校等）となった場合	閉所
「警報」発表後、13時まで解除されなかった場合	閉所
「警報」発表後、13時まで解除された場合	開所
児童クラブの登所後	
「警報」が発表された場合	閉所 ※保護者へマチコミメール等でお迎えを お願いします。

（２）長期休業中（学期中の土曜日、振替休校日を含む）

状 況	放課後児童クラブの対応
児童クラブの登所前	
「警報」発表後、7時まで解除されなかった場合	閉所
「警報」発表後、7時まで解除された場合	開所
児童クラブの登所後	
「警報」が発表された場合	閉所 ※保護者へマチコミメール等でお迎えを お願いします。

2 地震発生時の対応について

状 況	放課後児童クラブの対応
震度5弱・5強	
小学校が開校の場合	開所
小学校が一部休業等（一斉下校など）の場合	閉所
震度6弱（小学校が休校）	閉所
児童クラブの登所後（震度5弱以上）	状況により対応

※長期休業中（学期中の土曜日、振替休校日を含む）において、登所前に震度5弱・5強が発生した場合は「被災状況により判断」、震度6弱以上は「閉所」となります。

3 インフルエンザ等の対応について

状 況	放課後児童クラブの対応
小学校が学級（年）閉鎖となった場合	該当する学級（年）の児童は保菌が 想定されるため、利用できません。

※法定伝染病、学校保健安全法により出席停止となっている病気の場合も同様です。

※ご家族が上記感染症に罹患している場合、保菌が想定されるため、児童の体調が良くても、感染拡大防止の観点から、利用を控えていただきますようお願いいたします。

6. 資 料



【児童クラブ一覧】

児童クラブ名	所在地 / 実施場所	電 話 番 号	定 員
北吉井はなみずき組	樋口甲1379番地3 北吉井小学校東側専用施設	① 090-7116-3507 ② 089-964-6611	80名
北吉井あおい組	横河原1368番地1 いわがらこども館2階	① 090-7623-7566 ② 090-7149-9993	80名
南吉井すみれ組	田窪1100番地 南吉井小学校体育館	① 090-7149-6960 ② 080-2996-3352	80名
南吉井たんぽぽ組	田窪1071番地10 よしいのこども館併設施設	① 089-955-2027 ② 090-7149-9995	110名
拝志ひまわりクラブ	下林甲1585番地 拝志小学校体育館	090-5919-0567	30名
川上くすのき児童クラブ	北方甲2655番地2 川上小学校東側専用施設	① 089-966-6844 ② 080-2996-3353	80名
上林ささゆりクラブ	上林甲2565番地 上林集会所	090-7149-9994	15名
東谷さくら児童クラブ	則之内甲334番地 もぐもぐキッチン教室	080-2996-3354	15名
西谷みどり児童クラブ	則之内乙835番地 西谷幼稚園遊戯室	080-2996-3351	15名

Memo

[illegible]

Memo

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

東温市教育委員会 保育幼稚園課

〒791-0292

愛媛県東温市見奈良530番地1

電話番号 089-964-4484

FAX番号 089-964-4449



令和7年2月改訂